

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の目的

平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度は、平成24年8月に制定された「子ども・子育て関連三法」に基づき、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す制度です。

当別町では、これまで平成17年4月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「当別町子育て行動計画（前期計画）」（計画年間：平成17年度～平成21年度）及び、「当別町子育て行動計画（後期計画）」（計画年間：平成22年度～平成26年度）を策定し、子育て支援の強化・拡充に努めてきました。

しかし、このような取組みにも関わらず、少子化は進行し、その一方で、多様なニーズから、より質の高い保育サービスを求める声があがっています。

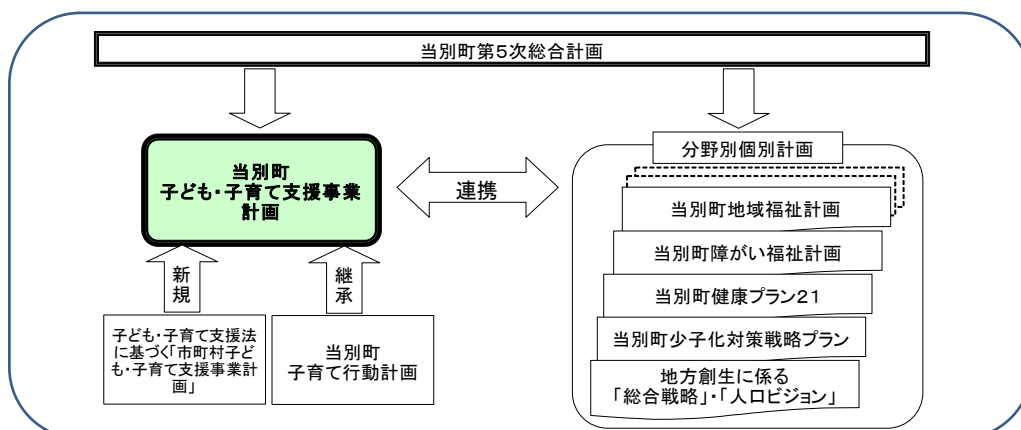
本計画は、本町における子ども・子育て支援サービスの需給量の見込みや提供方策等をきめ細かく計画するとともに、子どもやその親を始め、教育・保育従事者、企業、行政などの地域社会全体が協働して取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするため、策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の見込量、それらの提供体制の確保内容及びその実施時期を定め、計画的に取り組むを推進します。

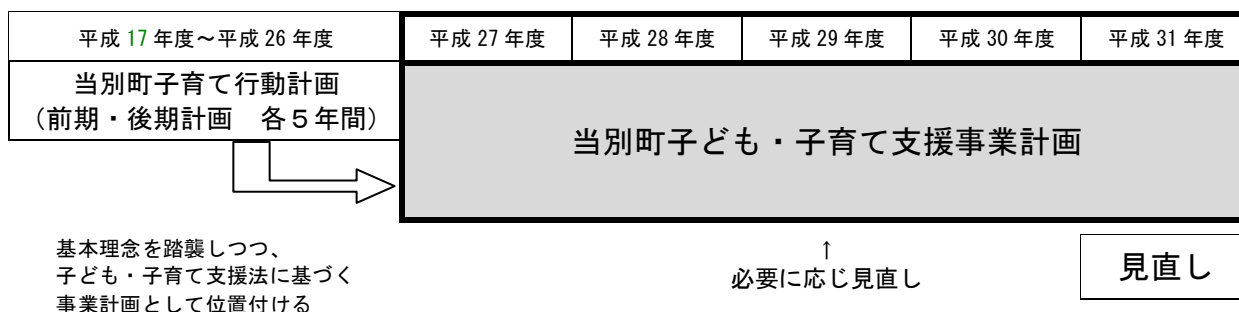
なお、当別町においては、子育て支援施策をより実効性のあるものとするため、子ども・子育て支援関連三法や児童福祉法のみならず、保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していくことが重要と考えることから、当別町第5次総合計画及び関連する分野別個別計画との整合・連携を図り、さらには「子育て行動計画」で掲げた各分野における施策の方向性についても、これらを踏まえ本計画で位置づけます。

本計画の位置づけイメージ



第3節 計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は、平成27年度から、平成31年度までを計画期間とします。
 ただし、町内の需給の状態が当初の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを行います。



第4節 子ども・子育て支援新制度のねらい

1 認定こども園の普及、待機児童の解消

平成25年時点において、全国で2万人を超える待機児童がいることに対し、国は平成29年度末までの待機児童解消をめざし、本制度を定めました。本制度では、幼稚園・保育園・認定こども園などの教育・保育施設の提供拡大を図るとともに、保護者の選択に基づき、多様な施設や事業者から保育が受けられるよう、さまざまな事業内容が定められています。

また、認定こども園が保護者の就労状況などに関わらず子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に提供する施設であることを踏まえ、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行や新設整備に伴う支援を行い、公私を問わず積極的に認定こども園の普及を図ることをめざしています。

2 教育・保育、子育て支援の質の確保及び向上

すべての子どもの健やかな育ちを実現していくためには、発達段階に応じた保護者の関わり、質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが必要です。そのため本制度では、保護者が子育て力を向上でき、自己肯定感をもち、楽しんで子育てができるよう関係機関が連携し子育て支援を充実するとともに、子どもの育ちを支援する者に対しては、資質・能力を向上できるよう研修及び指導助言等の支援を積極的に行うことをめざしています。

また、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図るとともに、処遇改善などの労働環境への配慮、施設・事業者の適切な評価、不断の改善に努め、子どもを中心に据えた教育・保育及び子育て支援の質の向上を図ることも目的としています。

3 地域における子ども・子育て支援の充実

子どもが生活する場は、家庭、地域社会、教育・保育施設などと連続的に営まれており、社会のあらゆる分野の人たちが、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、子どもの育ちと親の育ちの両面から、各々が連携して支えていく必要があります。

本制度では、すべての子どもや子育て家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるよう、親子同士の居場所づくり、子育て相談や総合的な情報提供などの充実を図ることをめざしています。また、良質な成育環境を保障するため、妊娠・出産期からの切れ目ない支援の視点をもって、子ども・子育て支援の充実を図ることを目的としています。

